二　参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

2　前項の方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第十八条の二の規定は、第一項の方法による審問をする場合について準用する。

第四十九条　［略］

2　［略］

3　法第百八十五条の二第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、被審人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人の代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百八十五条の二第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員及び被審人の代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人の代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二　被審人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

4　第十八条の二及び第四十七条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

5　前款（第四十一条、第四十七条第一項及び第四十七条の二を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出）

第五十条　［略］

2　［略］

3　証拠書類又は証拠物を提出する者は、第一項の規定による証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の規定による証拠物に係る証拠説明書の提出に代えて、これらの書類の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と当該提出する者の使用に係る電子計算機（内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この章において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書若しくは第二項の証拠物に係る証拠説明書又は前項の画像情報をこれらの書類又は画像情報を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十一条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第四項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［略］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十二条　書類その他の物件（以下この条及び次条第三項において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　略］

［2～4　略］

第四十九条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　前款（第四十一条及び第四十七条第一項を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

［項を加える。］

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の証拠物に係る証拠説明書を当該文書又は当該書面を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十一条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第三項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［同上］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十二条　書類その他の物件（以下この条において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　同上］

［2～4　同上］